

現状と課題

- 暴力の背景には、社会での男女が置かれた状況の違いなどが存在し、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差をなくすことが重要です。
- 区においてDVを受けた経験があるという人は、男性よりも女性が被害にあっていることがうかがえます。また、DVを受けたことのある人のうち、相談したという人は少ない状況となっており、特に男性の方が相談しない傾向にあります。
- DV防止に向けた講座や展示を継続し、意識啓発を図るとともに実施内容の工夫や充実をしていくことが必要です。また、被害にあわれた方への相談に加えて、暴力の未然防止や早期発見につなげることも考え、相談先の周知を着実にやっていくことが重要となります。また、男性も相談ができる体制や環境を整えていくことが必要です。

今後の方向性

配偶者からの暴力を防止するため、意識の啓発や教育、早期発見に向けた体制の充実などに取り組みます。さらに、被害者の安全確保や相談体制を充実させることで、適切な支援を行います。

ストーカー行為や性暴力、ハラスメントなどあらゆる暴力をなくしていくために、理解の浸透を図ります。

また、男性のための相談の充実など、課題の解決に向けて取り組んでいきます。

施策

【施策①】配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援

【施策②】あらゆる暴力の根絶に向けた意識の啓発

【施策①】配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】

配偶者からの暴力の防止に向けた意識の啓発や教育の推進、早期発見のための体制の充実に努めます。

また、被害者に寄り添った相談体制の強化や安全の確保、自立に向けた支援に取り組めます。

◆配偶者からの暴力の未然防止

暴力の未然防止、早期発見のためにも、様々な機会を捉えて幅広く啓発を進めていくとともに、学校教育の場においても暴力防止に向けた教育を推進します。

No.	事業	事業内容	担当課
22	暴力防止に関する講座の実施	配偶者暴力は重大な人権侵害であるという認識について、広く共有されるよう講座等を実施します。	人権・男女平等推進課
23	広報・啓発及び情報提供	大田区報やホームページ等を活用し、暴力防止に向けた啓発を行うとともに、パネル展等を実施します。また、啓発ポスターの効果的な活用方法を検討していきます。	人権・男女平等推進課
24	若い世代に向けた啓発と教育の推進	① 若い世代を対象に、「性感染症予防講演会」を実施し、「デートDV」等暴力の防止などの啓発を行います。	感染症対策課
		② 学校における日々の教育活動において、男女平等など人権教育を実践し、暴力の未然防止に向けた指導を行います。	指導課

配偶者暴力（DV）の形態

暴力は、身体的暴力だけではなく、以下のような暴力の形態も含まれます。

身体的暴力

- ・平手でうつ
- ・足で蹴る
- ・首をしめる
- ・腕を強く掴む
- ・げんこつで殴る
- ・髪を引っ張る
- ・物を投げつける
- ・強くゆする
- など

精神的暴力

- ・大声で怒鳴る
- ・何を言っても無視をして口をきかない
- ・人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- ・実家や友人と付き合うのを制限する
- など

性的暴力

- ・無理やりアダルトビデオ等を見せる
- ・性行為を強要する
- ・避妊に協力しない
- など

経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・勝手に借金をつくり、返済を強制する
- など

参考：男女共同参画局ホームページ

◆早期発見体制の充実

各担当課が実施している相談や訪問、健康診査等の事業において生活状況を確認するほか、保育園や学校など日常における区民の姿を通して、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。

No.	事業	事業内容	担当課
25	相談・訪問等における早期発見	14 事業名：「女性のためのたんぽぽ相談」 【再掲】 相談事業において、相談者の悩み、困りごとを把握し、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	人権・男女平等 推進課
		① 新規 事業名：配偶者暴力相談支援センター※8 「DV相談ダイヤル」 相談事業において、相談者の状況を確認しつつ、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、関係機関へ支援の継続を促し、DV被害者が安心して生活できるよう、暴力の早期発見に努めます。	人権・男女平等 推進課
		② 新規 事業名：配偶者暴力相談支援センター 「男性相談ダイヤル」 相談事業において、相談者の状況を確認しつつ、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、関係機関へ支援の継続を促し、DV被害者が安心して生活できるよう、暴力の早期発見に努めます。	人権・男女平等 推進課

※8 配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談・一時保護や被害者等の自立生活促進のための支援等を行う機関です。区では平成30(2018)年7月に、配偶者暴力相談支援センターとしての機能整備を行いました。

No.	事業	事業内容	担当課
25	相談・訪問等における早期発見	③ 事業名：「すこやか赤ちゃん訪問事業・乳幼児健診」 訪問、健康診査等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	各地域健康課 健康づくり課
		④ 事業名：「子どもと家庭に関する総合相談」、「子育てひろば・子育て相談」 相談事業等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	子ども家庭支援センター
		⑤ 小・中学校などにおいて生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、児童等に対する暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	指導課
		⑥ 事業名：「教育相談」 相談事業等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、児童等に対する暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	教育センター
26	相談窓口の周知	① 相談窓口等を記載したPRカードやリーフレットを作成し、効果的に周知します。	人権・男女平等推進課
		② 生活福祉課の窓口において、配偶者暴力を受けた際の相談窓口を記載したチラシを設置し被害者に周知します。	各生活福祉課

◆相談体制の強化

被害者の状況に合わせて相談が受けられ、適切な機関に、早くつなぐことができるよう、相談体制を充実します。また、新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安などによって、DVの増加が懸念されていることも踏まえて、より一層相談体制の充実を図ります。

No.	事業	事業内容	担当課
27	被害者の立場に立った相談体制	14 事業名：「女性のためのたんぽぽ相談」 【再掲】 被害者の状況にあわせて、DV相談ダイヤルを案内します。また、DV被害者の相談内容に応じた支援や関係機関などの情報提供を行います。	人権・男女平等推進課
		25 ① 新規 事業名：配偶者暴力相談支援センター「DV相談ダイヤル」【再掲】 被害者の状況に応じて、関係機関との連携を図るなどの相談体制を充実します。	人権・男女平等推進課
		25 ② 新規 事業名：配偶者暴力相談支援センター「男性相談ダイヤル」【再掲】 被害者の状況に応じて、関係機関との連携を図るなどの相談体制を充実します。	人権・男女平等推進課
		① 被害者の状況に合わせて相談を受け、適切な機関に早期につなげます（婦人相談員による相談）。	各生活福祉課
		② 被害者の状況に合わせて相談を受け、適切な機関に早期につなげます（保健師による相談）。	各地域健康課

No.	事業	事業内容	担当課
27	被害者の立場に立った相談体制	③ 事業名：「区民相談」 被害者の状況に合わせて相談を受け、適切な機関に早期につなげることができるよう、相談体制を充実します。	広聴広報課
		④ 事業名：「国際都市おおた協会多言語相談窓口」 被害者の状況に合わせて相談を受けるとともに、適切な機関につなげます（多言語通訳相談員による相談）。	国際都市・多文化共生推進課 (国際都市おおた協会)



©大田区

女性に対する暴力根絶のシンボル パープルリボン

毎年、11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間となっており、パープルリボンには、「女性に対する暴力をなくそう」というメッセージが込められています。

大田区DV相談ダイヤル

区では、「大田区DV相談ダイヤル」を開設し、パートナーからの暴力でお悩みの方の相談をお受けしています。

大田区DV相談ダイヤル

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。 **相談は無料で秘密は守ります**

☎03-6423-0502 月曜～金曜：午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった人からふるわれる暴力のことです。

配偶者からの暴力を受けながらも、「相談するほどではない」「自分にも悪いところがある」「自分さえ我慢すればいい」などと考えて、誰にも相談しない被害者がたくさんいます。しかし暴力はいかなる理由があっても、どんな間柄であっても、許される行為ではありません。

暴力の被害から抜け出し、自分自身や子どもを守るためにも、ひとりで悩まず、まずは相談してください。

DVの被害を受けた時

<p style="text-align: center; background-color: #f08080; color: white; border-radius: 5px; padding: 5px;">相談したい</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大田区配偶者暴力相談支援センター (大田区DV相談ダイヤル・各生活福祉課) ● 相談 ● 相談機関の紹介 ● 各種情報提供 など 何をどこに相談してよいか分からない、これはDVといえるの、など どんなことでもご相談ください ● 警察 被害者の意思を踏まえ、加害者の検挙、指導、警告、情報提供などの措置をとります。最寄りの警察署生活安全課へ。 	<p style="text-align: center; background-color: #f08080; color: white; border-radius: 5px; padding: 5px;">暴力から避難したい 安心安全な生活がしたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ● お住まいの地域を担当する生活福祉課 ● 警察（夜間・休日等の緊急時） <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">一時保護をします。 安全なシェルター等へご案内します。 その後の生活についての相談をお受けします。</p>	<p style="text-align: center; background-color: #f08080; color: white; border-radius: 5px; padding: 5px;">身の安全を確保したい</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人権・男女平等推進課、各生活福祉課 ● 保護命令申立て支援 身体的暴力や生命、身体に対する脅迫を受けた人が、裁判所に申立てを行うことで、相手が自分や子どもに接近しないよう制限する制度です。 ● 各種証明書の発行 健康保険手続き用、国民年金手続き用など
--	---	---



= DVで悩んでいませんか？ =
今、相談できる窓口でご相談ください

相談先		電話番号	日時等	
区 の 窓 口	大田区DV相談ダイヤル	03-6423-0502	【平日】 午前9時～午後5時 * 祝日・年末年始を除く	
	大田区男性相談ダイヤル	03-6404-6020	【第2・4金曜日】 午後5時～8時 * 祝日・年末年始を除く	
	お住まいの 地域の を管轄 する生 活福祉 課	大森生活福祉課	03-5843-1028	【平日】 午前8時30分～午後5時 * 祝日・年末年始を除く
		調布生活福祉課	03-3726-0791	
		蒲田生活福祉課	03-6715-8800	
糞谷・羽田生活福祉課		03-3741-6521		
都 の 窓 口	東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455	【年末年始を除く毎日】 午前9時～午後9時	
	東京ウィメンズプラザ：男性相談	03-3400-5313	【月曜日・水曜日】 午後5時～8時 【土曜日】 午後2時～5時 * 祝日・年末年始を除く	
	東京都女性相談センター	03-5261-3110	【平日】 午前9時～午後8時 * 祝日・年末年始を除く	
国 の 窓 口	内閣府 DV相談プラス	0120-279-889	【24時間受付】 電話のほか、メールやチャット でも相談可能 『DV相談プラス』で検索	
	内閣府 DV相談ナビ	#8008	自動音声により、お近くの相談窓口 をご案内します。 * PHS、一部のIP電話からは つながりません。	
	内閣府 性暴力被害相談	#8891	お近くの性犯罪・性暴力被害者のた めのワンストップ支援センターにつ ながります。	

【緊急時・夜間・休日は警察へ！ 110番】

◆被害者の安全な保護

被害者の安全確保を最優先に、保護を行います。また、被害者を追及する加害者側に、被害者情報が伝わることのないよう、適切な対応を図り、情報保護のためのチェック体制をより徹底します。

No.	事業	事業内容	担当課
28	保護体制の整備	被害者を追及する加害者側に、被害者情報が伝わることのないよう、適切な対応を図ります。特に、戸籍及び住民基本台帳の取扱いについては、情報保護のためのチェック体制をより徹底していきます。また、被害者の安全確保を最優先に、保護を実施します。	戸籍住民課 各特別出張所
29	安全の確保	① 緊急保護を要する女性や母子については、各関係機関・民間団体と連携を図り、世帯の安全確保に努めます。また、子どもの保護が必要な場合は、児童相談所に一時保護を依頼します。	各生活福祉課
		② 緊急を要する女性や母子を一時的に保護し、一時保護施設に入所が困難な場合は、民間宿泊施設への宿泊を助成します。また、子どもの保護が必要な場合は、児童相談所に一時保護を依頼します。	各地域健康課

◆被害者の自立支援

被害者の意思を尊重しながら、相談から自立まで総合的・継続的な支援を行います。また、一時保護等で住民登録ができない被害者に対し、国民健康保険の加入等の相談を受けます。保育園や児童館、学校等においては、情報管理を徹底するとともに、入園や通学の相談などの適切な支援を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
30	安全で安心できる生活支援	被害者の状況に合わせ適切な機関を案内し、困窮状況により生活保護の相談につなげます。また、学校及び保育園等の申込みや離婚の手続き、居所の相談、就労支援、保護命令の制度等についても情報提供し、必要に応じて同行等の支援を行います。	各生活福祉課

No.	事業	事業内容	担当課
31	子どもへの支援体制の整備	① 住民登録のない被害者の子どもに乳幼児健診や予防接種を実施し、保健所及び出張育児相談等で相談に応じます。また、就学前児童に対し、保健師や予約制の心理相談により心理面の相談に応じます。なお、住民登録のない被害者が妊娠している場合、妊婦健診について相談に応じます。	感染症対策課 各地域健康課 健康づくり課
		② 配偶者間の暴力などで心理的な虐待を受けた子どもや、両親等からの身体・ネグレクトなどの虐待を受けた子どもに対し、早期に訪問等の支援を行います。	子ども家庭支援センター

◆被害者ニーズに対応できる人材の育成

配偶者暴力の認識と被害者の二次被害^{※9}防止に向け、職員の資質向上を図るとともに、学校教育の場における人権教育の推進のため、教員に対しDVへの理解を深めていきます。

No.	事業	事業内容	担当課
32	新規 職員に向けたDV防止研修	庁内の手続きや相談窓口において、DV被害者を認識し、適切な相談窓口等につなぐなど、DV被害者への的確な対応のために必要なスキルを身につける研修を全職員を対象に実施します。	人権・男女平等推進課
33	相談及び支援に関わる研修への参加	相談や支援に従事する職員を研修に参加させ、実践的な知識や法制度等の習得を図り、資質向上に努めます。また、他区の婦人相談員と情報交換を行い、助言及び支援につなげます。	各生活福祉課
34	教員に向けた専門研修	小・中学校人権教育推進担当教員向けに行う人権教育研修会の中で、デートDVなどの暴力をテーマに取り上げて、理解を深めるようにします。	指導課

※9 二次被害

被害者に対する相談や支援を行うなかで、支援者が暴力について十分理解していないことや、被害者の話をきちんと聞かないで判断することなどにより、深い傷を負っている被害者をさらに傷つけてしまうこと。

◆被害者支援に向けた連携の強化

配偶者暴力の早期発見から、被害者の保護及び自立支援まで、迅速・適切な対応を行えるよう、庁内関係機関との連携を密にするとともに、国や都、他自治体等の動向を注視し、体制の充実を図っていきます。

No.	事業	事業内容	担当課
35	新規 配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者暴力相談支援センターの事務局として、DV被害者が安心して生活ができるよう支援体制の調整等を行います。併せて、支援機関との連携がスムーズにこなせるように調整等を行います。	人権・男女平等推進課
36	関係機関との連携強化	被害者に適切な保護と支援が行われるよう、関係機関等との連携強化に努めます。特に子ども家庭支援センターや警察署などとの被害者支援のための情報共有を行います。また、東京都配偶者暴力相談支援センターや他区市町村など、関係自治体間と相互に連携を図ります。併せて、民間シエルター運営事業者など被害者支援において幅広い活動を行っている民間団体等についても、連携のための方策を検討します。	人権・男女平等推進課
37	庁内関係部署との連携強化	被害者に適切な手続きや支援がスムーズに行えるよう、関係部署と連携を図ります。	人権・男女平等推進課
38	加害者対策に向けた調査研究	被害者の安全確保に向け、加害者の更生のための指導方法等について、調査研究及び情報収集に努めます。	人権・男女平等推進課
39	庁内の連携体制の構築	① 被害者の保護及び支援にあたり、関係部局間相互の情報交換や状況把握、連携が必要となった場合や、個々の事例について具体的援助方法の検討が必要となった場合など、必要に応じて「要支援家庭等対策委員会」による庁内連携を図ります。	福祉管理課
		② 「母子自立支援員・婦人相談員による事務連絡会」を定期的を開催し、担当者間の情報共有や事例検討を行います。	各生活福祉課

【施策②】あらゆる暴力の根絶に向けた意識の啓発

あらゆる暴力の根絶に向けた意識の啓発や情報提供を行います。また、次世代を担う子どもたちが、正しい知識を身に付け、安心して生活することができるよう、学校での教育を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
40	セクハラ、ストーカ一等の防止のための意識啓発と情報の提供	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の人権を侵害する行為の発生防止に向け情報誌やリーフレットの配布等により意識啓発を行います。また、関連する情報を収集し提供することで、理解の普及に努めます。	人権・男女平等推進課
41	メディア・リテラシーの普及と育成	テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等からの情報を主体的に読み解く能力が身に付くように講座やパンフレット、情報誌を活用し、メディア・リテラシーの普及と育成のための啓発を行います。	人権・男女平等推進課
42	メディア・リテラシー教育	中学校保健体育科の保健の授業及び、特別活動の学級活動において、性情報への対応や性的な発達への適応について学びます。	指導課

DVと児童虐待の関係

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。

子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前で、夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの**心理的虐待**にあたります。

また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。

DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れていくこともあります。

参考：男女共同参画局ホームページ